

第6編 大火災対策編

「大火災対策計画」及び「大爆発対策計画」

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、吉田町民の生命、身体及び財産を大火災及び大爆発災害から保護するために、吉田町及び防災機関が行うべき吉田町の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「Ⅰ 大火災対策計画」、「Ⅱ 大爆発対策計画」から構成する。

Ⅰ 大火災対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防	火災予防計画、火災の予防対策、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、県の対応
第4章 災害復旧	各機関が実施する対策

Ⅱ 大爆発対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防	高圧ガス災害予防計画、危険物災害予防対策、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策	主旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、情報伝達、県の対応
第4章 災害復旧	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第1章 総則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 町、防災関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
町	ア 町防災会議に関する事務 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 エ 情報の収集、伝達及び被害調査 オ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 カ 清掃、防疫その他保健衛生 キ 消防団の活性化及び消防団員の報告 ク 緊急輸送の確保 ケ 災害復旧の実施 コ その他災害の防御又は拡大防止のための措置	
静岡市消防局	消防体制の整備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 消防用設備等の設置促進 イ 防火管理体制の指導育成 ウ 防火対象物の火災予防指導
	林野火災予防対策	ア 消防資機材の維持管理
	災害応急対策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第6編 大火灾対策編

I 大火灾対策計画

<第1章 総則>

第2節 過去の顕著な災害

本町では、これまでに記録に残る大火灾の発生事例はない。

なお、静岡県内における明治 36 年以降の主要な大火は、次のとおりである。ただし、戦争による火災は含まれていない。

【静岡県内における主要な大火灾の発生事例】

発生年月日	焼失数	場 所	記 事
明治 36 年 1 月 6 日	453 戸	焼津町 城之腰鰯ヶ島	弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速 ENE4.6 m/s、最小湿度 66%
大正 2 年 3 月 3 日	1,451 戸	沼津市	弱い高気圧におおわれ、乾燥していた。沼津で最大風速 ENE6.1 m/s、最小湿度 46%
大正 15 年 12 月 10 日～11 日	756 戸	沼津市末広町	冬型気圧配置で風が強くなっていた。沼津、最大風速 SW11.7 m/s、最小湿度 50%
昭和 7 年 4 月 21 日～22 日	1,300 戸	大宮町 (富士宮市)	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沼津で最大風速 WSW2.8 m/s、最小湿度 33%
昭和 15 年 1 月 15 日～16 日	1,521 戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速 W9.6 m/s、最小湿度 22%
昭和 18 年 3 月 13 日～14 日	林 野 1,280ha 40 戸	磐田郡 竜山村 秋葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速 WNW9.8 m/s、最小湿度 33%
昭和 18 年 3 月 17 日	林 野 1,050ha	富士郡上井手村 (富士宮市) 人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。三島で WSW7.7m/s、最小湿度 29%
昭和 21 年 4 月 2 日～3 日	林 野 千数百 ha	田方郡中大見村 切川八野伊東町 奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。網代で最大風速 SW13.3 m/s、最大湿度 50%
昭和 25 年 4 月 13 日	1,416 戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあって北東風が全般に強かった。網代で ENE11.2 m/s、最大湿度 54%
昭和 32 年 2 月 28 日	104 戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が 15 時ごろ通過して西よりの風が強くなった。最大風速 W12.9 m/s、最小湿度 19%
昭和 35 年 11 月 17 日	119 戸	榛原郡 川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速 NNE4.6 m/s、最小湿度 52%

第3節 予想される災害

- ア 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- イ 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

気圧配置	火災の発生しやすい条件
(ア) 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置	北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
(イ) 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置	連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

- ウ 林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- エ 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

【吉田町の位置する県中部地方の気象条件】

気象条件
・本地域は県中部山岳の南側にあたるため、駿河湾の影響をうけて、極めて気候が温和で年平均気温は 17.0℃（静岡市吉田消防署、令和3年測定値）となっている。冬季は日照時間が多く、夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはならない。 ・風は年間を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が卓越し、吉田町付近では、西から北向きの風が卓越している。 ・冬の季節風は大井川下流から南では西よりの風が強く、吉田町でも1月の平均風速が 6.1m/s で北西の風が卓越し、冬場の風速が強くなっている。（静岡市吉田消防署、令和3年測定値）

第2章 災害予防

静岡市消防局（以下、本編においては「消防局」という。）においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

【静岡市消防局、防災課】

区 分	内 容
消防組織の確立	消防局は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	消防局は、地域に即した消防活動に要する消防施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、平成28年4月1日から、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の3市2町が構成する静岡地域の枠組みで、静岡市への委託方式による消防救急広域事業が始まった。
消防力の現況	町及び消防局における消防力の現況は【資料1. 3-43】のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	町及び消防局は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	ア 災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 イ 町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	消防局は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第2節 火災の予防対策

【静岡市消防局、防災課】

区 分	内 容
建物不燃化の指導	町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

区 分	内 容
消防用設備等の整備	消防局は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	消防局は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を開催し、防火管理者を育成するとともに、防火指導を強化し、防火管理の徹底を図る。
防火対象物の火災予防	消防局は、多数の者が出入りする施設に対し立入検査を行い、火災予防について指導するとともに、防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。
査察体制の強化及び町民の防災意識の向上	消防局は、火災予防関係法令の定めるところにより、消防対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全避難の確保等の充実を図り、広く市民の防火意識の向上並びに啓発を図る。

第3節 火災気象通報の取扱い

【防災課】

町長は、消防法第22条第3項の規定により静岡地方気象台長から知事を経由して伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

1 火災気象通報の基準

対象地域	実施基準
概ね市町単位（二次細分区域）	- 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある。） - 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

2 火災警報の発表

町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第3章 災害応急対策

この計画は、火災が発生し延焼拡大した大火災に対し、消防活動の基本的事項を定め、被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

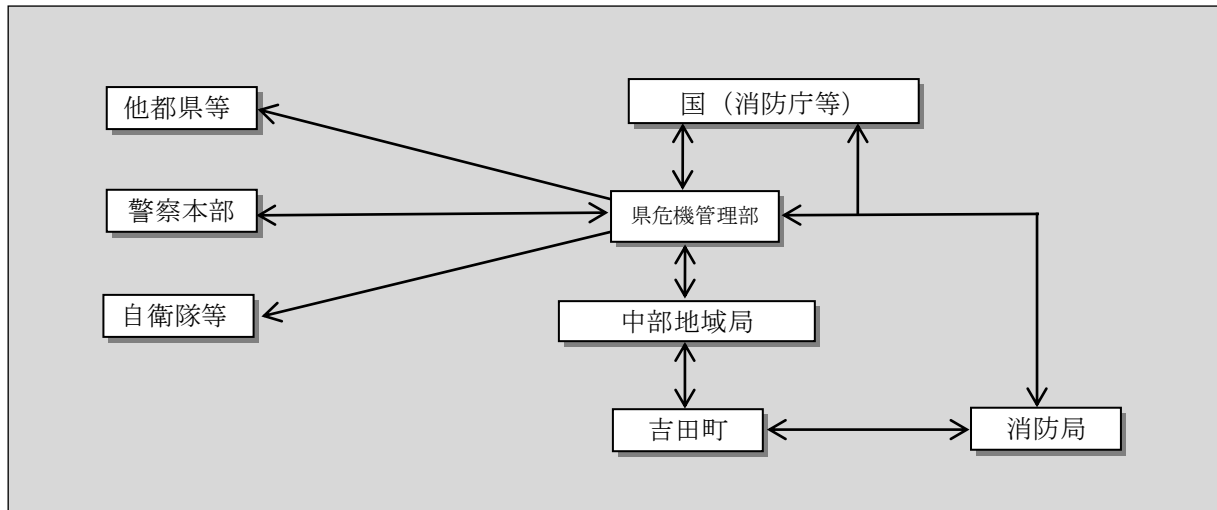
【静岡市消防局、防災課】

区 分	内 容
消防活動体制	静岡市消防局及び消防団は、その地域に係る火災が発生し、これらの火災が延焼拡大した場合による被害の軽減を図るため、消火・救急・救助活動においては災害種別、規模等により、消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	ア 町長（消防の事務委託に係る部分は静岡市長）は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」のほか、隣接市町と締結した消防相互応援協定に基づく応援要請について、静岡市消防局と調整を図るものとする。 イ その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 (7) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 (4) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 (9) その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	町は、大規模な林野火災が発生し、静岡市消防局の保有するヘリコプターのみでは人命の危険、人家への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、県防災ヘリコプター及び浜松市消防ヘリコプターに応援要請をかけるものとする。
緊急消防援助隊の応援出動要請	町長（消防の事務委託に係る部分は静岡市長）は、消防局と協議し、保有する消防力だけでは対応できない場合には、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するものとする。

第2節 情報伝達系統

【静岡市消防局、防災課】

大火災に係る情報伝達系統は、次図に示すとおりである。



第3節 吉田町の対応

【関係各課】

吉田町災害対策本部の設置及び任務については、＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節「組織計画」＞に準ずる。

第4章 災害復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第1節 各機関が実施する対策

【関係各課】

実施主体	内 容
町	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
県	被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	県、町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第1章 総則

高圧ガス、危険物等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物等に係る爆発事故は、これらの漏えい、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 町、関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
町	ア 町防災会議に関する事務 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 エ 情報の収集、伝達及び被害調査 オ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 カ 清掃、防疫その他保健衛生 キ 緊急輸送の確保 ク 災害復旧の実施 ケ その他災害の防御又は拡大防止のための措置
静岡市消防局	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可
県	ア 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 イ 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 エ 大規模事故発生時の危機管理対応 オ 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
警察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第6編 大火災対策編

Ⅱ 大爆発対策計画

<第1章 総則>

第2節 過去の顕著な災害

本町においてはこれまで、高圧ガス、危険物等による爆発事故の発生はない。
県内における発生事例は、次のとおりである。

1 静岡駅前地下街の爆発事故

発生年月日	昭和 55 年 8 月 16 日
発生場所	JR 静岡駅前地下街
事故状況	・ガスによると見られる 2 回の爆発と、これに伴う火災が発生した。 ・1 回目の爆発の原因は不明である。2 回目の爆発は、1 回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られている。爆発の被害は半径 100 メートルの区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。
被害状況	・通行人、消防隊員ら 15 名が死亡、222 人が重軽傷を負った。
対応措置	・この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス漏れ火災警装設備の設置、LP ガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。

2 掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

発生年月日	昭和 58 年 11 月 22 日
発生場所	掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス
事故状況	・施設の改装工事により調理器具の撤去をおこなった際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。 ・この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓から LP ガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したものの。
被害状況	・客や従業員等 14 名が死亡し、27 名が重軽傷を負った。

第3節 予想される災害

高圧ガス、危険物等に係る爆発事故は、これらの漏えい、流出、引火等により発生する。

高圧ガス、危険物等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は町内でも発生する危険性がある。

【高圧ガス製造事業所（第1種）】

[令和 4 年 3 月 31 日現在]

区 分	冷 凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス					
			酸素	水素	アンモニア	塩素	その他	
吉田町	2	4	3	2	—	—	—	1

注) 不活性ガス・圧縮空気を除く。

一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

【町内危険物施設】

[令和4年3月31日現在]

危険物等施設		吉田町内
製造所		14
貯蔵所	屋内貯蔵所	58
	屋外タンク貯蔵所	68
	屋内タンク貯蔵所	5
	地下タンク貯蔵所	11
	簡易タンク貯蔵所	—
	移動タンク貯蔵所	16
	屋外貯蔵所	11
	小計	169
取扱所	給油取扱所	23
	第1種販売取扱所	—
	第2種販売取扱所	—
	移送取扱所	—
	一般取扱所	37
	小計	60
合計		243

第2章 災害予防

第1節 ガス災害予防計画

【静岡市消防局】

高压ガス（高压ガス保安法に定める高压ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス保安体制の整備

区 分	内 容
防災計画の作成	ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を作成し、消防本部及び県に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。
ガス保安に係る連絡調整体制の整備	ア 県及び町並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。 イ 液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を静岡市消防局に提出する。

2 ガス保安施設の整備

区 分	内 容
ガス遮断装置の設置	液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。
ガス漏れ警報設備等の設置	液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留する恐れがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

3 ガス災害の予防対策

区 分	内 容
高压ガス	ア 高压ガス事業者及び県内高压ガス保全団体は、高压ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。 イ 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高压ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

区 分	内 容
ウ	防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。
エ	県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第2節 危険物災害予防計画

【静岡市消防局】

町域における危険物施設の現状を把握して災害時における危険物施設の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 予防査察

区 分	内 容
災害予防の指導	消防局は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。
施設改修等の指導	消防局は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
危険物規制行政	危険物規制行政については、消防局において実施する。
災害予防体制の確立	消防局は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。

2 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を行う。

防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行する。また、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第3章 災害応急対策

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。

こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 町、関係機関の業務の大綱

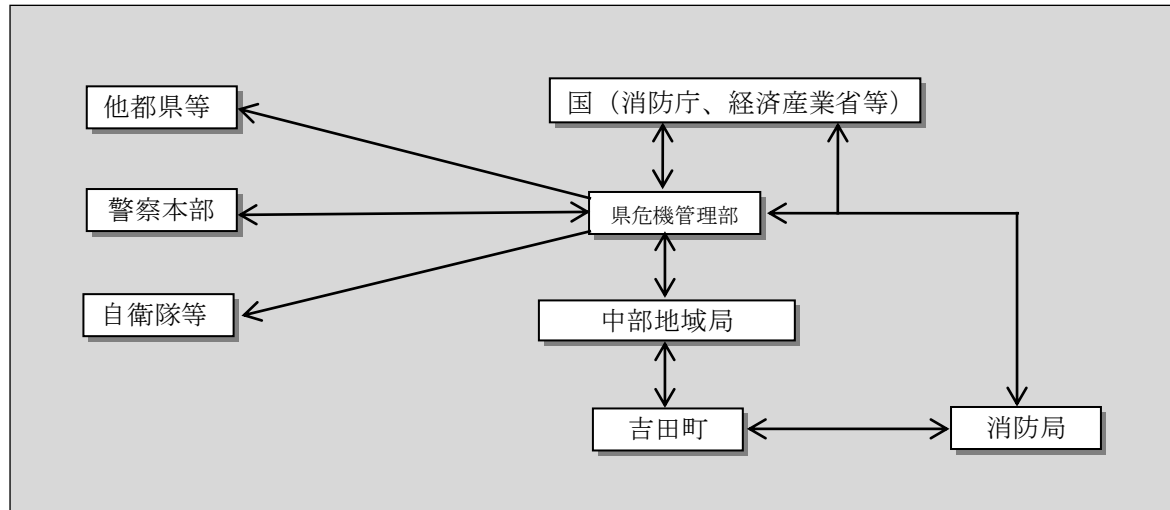
【防災課、関係各課、静岡市消防局】

機関名	内 容
町	ア 町防災会議に関する事務 イ 情報の収集、伝達及び被害調査 ウ 緊急輸送の確保 エ その他災害の防御又は拡大防止のための措置
静岡市消防局	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 消火活動 ウ 人命救助活動 エ 避難誘導 オ 事故調査
県	ア 災害対策本部の設置 イ 防災対策の総合調整 ウ 情報収集・発信、広報 エ 国等との連絡調整 オ 自衛隊等への支援要請 カ 事故調査
警察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統

【防災課、静岡市消防局】

大規模な爆発事故が発生した際の情報伝達系統は、次図に示すとおりである。



第3節 吉田町の対応

【防災課、関係各課、静岡市消防局】

1 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。 イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに静岡市消防局に連絡する。 エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	ア 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、防毒マスク等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

第6編 大火災対策編

Ⅱ 大爆発対策計画

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
	イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。
応急復旧対策	ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

2 町、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、町、県、静岡市消防局及び警察と十分連絡、協議する。

3 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を町、静岡市消防局及び警察に行う。

4 吉田町災害対策本部の設置及び任務

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節「組織計画」>に準ずる。

第4章 災害復旧

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

【防災課、関係各課、静岡市消防局】

区 分	内 容
発災事業者の対応	ア 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 イ 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 ウ 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	ア 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 イ 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	ア 発災事業者等は、事故による高圧ガス、危険物の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 イ ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 ウ 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 エ 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 オ 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	ア 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 イ 町は町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。